

独立行政法人国立美術館特別観覧規則

制定 平成13年4月2日
国立美術館規則第 11号

[一部改正：平成18年 4月3日改正 国立美術館規則第35号]

[一部改正：平成19年 4月2日改正 国立美術館規則第 6号]

[一部改正：平成26年3月31日改正 国立美術館規則第 5号]

[一部改正：令和 2年 2月4日改正 国立美術館規則第 5号]

[一部改正：令和 6年 2月7日改正 国立美術館規則第 5号]

(総則)

第1条 独立行政法人国立美術館観覧規則第14条に定める特別観覧については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において美術品等とは、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の保管に係る美術作品及びこれに準ずる資料をいう。

第3条 この規則において特別観覧とは、次の各号に掲げることをいう。

- 一 美術品等の写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影又は模写、模造、熟覧等（以下「撮影等」という。）を行うこと。
- 二 デジタル画像、写真原板及び印画（以下「画像資産」という。）を使用すること。
- 三 国立美術館が著作権を有する出版物、スライド等の複製及び上映（以下「複製等」という。）を行うこと。
- 四 国立映画アーカイブが所蔵する映画フィルムその他動画像音声記録を固定した媒体の複製利用を行うこと。

(画像資産の利用等)

第3条の2 次の各号に掲げる美術品等の画像資産（以下「特定画像資産」という。）以外の画像資産の利用については別に定める。

- 一 寄託作品
- 二 インスタレーション等、画像の利用に際して作家の意図を的確に表すこと等について特別な配慮を必要とする美術品等
- 三 著作権処理に特別な配慮を必要とする美術品等
- 四 その他各館が特に必要と定める美術品等

2 前条第四号に規定する複製利用については、国立映画アーカイブ館長が別に定める。

(手続)

第4条 特別観覧を希望する者は、国立美術館が設置する美術館の館長（以下「館長」という。）に、次の事項を明記した特別観覧許可願を提出して許可を受けなければならない。

- 一 美術作品名
- 二 作者名
- 三 特別観覧の区分
- 四 目的
- 五 発行部数
- 六 希望日時
- 七 実施する者の氏名
- 八 その他、必要事項

(許可)

第5条 次の各号に掲げる場合は、特別観覧は許可しない。

- 一 美術品等の保存に悪影響が生ずると認められる場合
- 二 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認められる場合

- 三 一般観覧者の観覧又は、美術館の事務処理に支障が生ずると認められる場合
- 四 国立美術館が所有権又は著作権を有さない美術品等については、事前にそれぞれ当該所有権者若しくは当該著作権者の書面による同意を得ていない場合
- 五 その他許可することが適当でないと認められる場合

(許可書)

第6条 特別観覧を許可した場合は、館長は次の事項を明記した特別観覧許可書を交付する。

- 一 美術作品名
- 二 作者名
- 三 目的
- 四 発行部数
- 五 料金
- 六 料金の納入方法
- 七 条件
- 八 その他、必要事項

(観覧料)

第7条 特別観覧料は、別表第1、別表第2及び別表第3の定めるところによる。

(減免)

第8条 次に掲げる場合においては、特別観覧料を無償とすることができる。

- 一 国の事業、独立行政法人、地方公共団体又は国立大学法人が行う教育、学術若しくは文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 二 国又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の普及に特に役立つと認められる用途に供することを目的とする場合
- 三 私立の学校又は研究所の教育又は研究の用途に供することを目的とする場合
- 四 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合(学術研究誌に掲載する場合を含む。)
- 五 専ら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合
- 六 国立美術館のほか、文化庁及び独立行政法人国立文化財機構が監修する事業の用途に供することを目的とする場合
- 七 その他無償とすべき特別の事情がある場合

2 次に掲げる場合においては、特別観覧料を半額とすることができる。

- 一 教育、学術又は文化に係る法人その他の団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 二 国立美術館のほか、文化庁及び独立行政法人国立文化財機構が後援し、又は協賛する事業の用途に供することを目的とする場合
- 三 教育、学術研究の推進又は営利を目的としない文化の向上のための事業の用途に供することを目的とする場合
- 四 その他減額すべき特別の事情がある場合

(特別費用の負担)

第9条 特別観覧に際し、重量又は形状が大きな美術品等を移動する等のため、特に費用を要する場合は、その費用は、特別観覧を願い出た者が負担するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 寄託品等の写真撮影等料金又はほかに所有者がある美術品等の写真原板等使用料金については、第7条の規定にかかわらず、当分の間、1、080円とする。

附 則

この改正規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に許可された特別観覧の観覧料は、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に許可された特別観覧は、従前の規定による。

附 則

この規則は、令和6年2月7日から施行する。

別表第1

写 真 撮 影 等 料

(税抜)

区 分		料 金
1 写真撮影	(1)単片フィルム	1点につき 6,700円
	(2)マイクロフィルム	1点(件)につき
		50コマまで 6,700円
		50コマを超える場合は 50コマごとに 3,400円
2 映画撮影(テレビジョン撮影を含む)		1点につき 8,400円
3 模写		1点1日につき 3,400円
4 模造		1点1日につき 3,400円
5 熟覧		1点1日につき 1,700円
6 その他		その都度定める。

備考 1. 単片フィルムによる写真撮影の場合は、作品1個につき同一状態でシャッター4回までを1点と数えるものとする。

2. この表の規定によることが不相当と認められる場合等、特に事情があると認められるときの料金は、その都度定める。

別表第2

特 定 画 像 資 産 使 用 料 金

(税抜)

区 分		料 金
1 単片フィルム		1枚につき 5,000円
2 マイクロフィルム		1点(件)につき
		50コマまで 5,000円
		50コマを超える場合は 50コマごとに 2,500円

備考 この表の規定によることが不相当と認められる場合等、特に事情があると認められるときの料金は、その都度定める。

別表第3

複 製 等 料 金

(税抜)

区分		料 金	備 考
1 映画(ビデオを含む。)、スライド又は出版物の複製販売	(1)映 画	販売価格(本体価格)×複製本数 ×5/100	
	(2)ス ラ イ ド		
	(3)出 版 物	販売価格(本体価格)×複製本数 ×3/100	
2 映画(ビデオを含む。)若しくはスライドの営利上映又はテレビジョン放送		上映契約者が第三者から徴収する 上映料(本体価格)の10/100	
3 映画(ビデオを含む。)の一部焼き		1分間当たり 5,000円	
4 その他		その都度定める	

